3　教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図ることが望ましい。

4　国と地方公共団体との連携及び協働

国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようにしなければならない。このため、国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づき作成する市町村行動計画及び都道府県行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

2　子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、市町村及び都道府県は、例えば担当部局の一元化を行うなど関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図るとともに、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこと。

㈠　市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、第二の二の1に基づき、例えば関係部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備すること。

㈡　子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取

子ども・子育て支援事業計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、地域の関係者の意見を反映することが必要である。このため、法第六十一条第七項及び第六十二条第五項の規定に基づき、市町村及び都道府県は、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないこと。

㈢　市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の㈡の⑴に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

具体的には、市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

3　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

㈠　現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

㈡　現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4　計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の㈠及び3の㈠並びに四の2の㈠に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

5　住民の意見の反映

市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、2の㈢により、法第七十七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、法第六十一条第八項の定めるところにより、あらかじめ、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。